

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県災害リハビリテーション推進協議会（やまがた JRAT）（以下「乙」という。）は、災害リハビリテーション支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内で災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び山形県地域防災計画に基づき、甲が行う災害リハビリテーション支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害リハビリテーションとは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の災害関連疾患、生活不活発病等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することをいう。

2 災害リハビリテーション支援活動とは、前項の支援及び当該支援に係る運営、情報収集、人材の派遣等の調整業務をいう。

（派遣要請等）

第3条 甲は、災害リハビリテーション支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、災害リハビリテーション支援チームを編成し派遣するものとする。

3 乙は、甲と協議の上、派遣規模を決定する。

4 乙は、県内の災害において、甲の要請を受ける前に災害リハビリテーション支援チームの派遣を決定したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

5 前項の規定により甲が承認した災害リハビリテーション支援チームの派遣は、甲の要請に基づくものとみなす。

6 乙は、県外の災害において、甲の要請を受ける前に災害リハビリテーション支援チームの派遣を決定したときは、速やかに甲に報告する。

（災害リハビリテーション支援チームの活動）

第4条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームは、甲及び市町村が設置する避難所及び仮設住宅並びに支援対象者宅等において、災害リハビリテーション支援活動を行うことを原則とする。

2 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームは、次の活動を行うものとする。

- （1）避難所施設などにおける環境評価や新たな活動の場の設置に関すること
- （2）避難所などでの廃用症候群（生活不活発病）の予防に関すること
- （3）口腔内衛生の保持や摂食嚥下に関すること

- (4) 下肢静脈血栓症（エコノミー症候群）の予防および早期発見に関すること
- (5) 新たに生じた各種障がいへの対応に関すること
- (6) 異なった生活環境での活動能力低下に対する支援に関すること
- (7) 災害対策全般に関する情報収集・共有及び関係機関との調整に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる支援活動

（連絡責任者の指定）

第5条 第3条第1項の派遣要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、あらかじめ連絡責任者及び副連絡責任者を定め、緊急時の連絡先を相互に報告するものとする。

（指揮）

第6条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームに対する指揮は、乙が行うものとする。

（災害リハビリテーション支援チームの輸送）

第7条 災害リハビリテーション支援チームの輸送手段は、乙が確保するものとする。

（リハビリテーション医療器材等の供給）

第8条 甲の要請に基づき、乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームが使用するリハビリテーション医療器材、医薬品、支援用物品等は、当該災害リハビリテーション支援チームが携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

（医療費）

第9条 避難所等における支援対象者の医療費は無料とする。

（支援活動終了の時期）

第10条 災害リハビリテーション支援活動の終了は、原則として避難所等の規模が縮小するとともに、被災地域の地域リハビリテーション支援体制がその機能を回復し、当該活動を引き継ぐことが可能となる時期とする。具体的な支援活動終了の期日については、甲乙協議の上、決定する。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が災害リハビリテーション支援活動を実施した場合に要する費用は、災害救助法及び甲の定めるところにより、次の各号について甲が負担するものとする。

- (1) 災害リハビリテーション支援チームの派遣に要する経費
- (2) 災害リハビリテーション支援チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 災害リハビリテーション支援チーム員が災害リハビリテーション支援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

(他都道府県の災害リハビリテーション支援チームの受入れ)

第 12 条 災害の規模及び状況を踏まえて、甲が、他都道府県からの災害リハビリテーション支援活動のための人材を受け入れて対処することを決定した場合は、乙は他都道府県の災害リハビリテーション支援チームの受入れに係る調整を行うものとする。

(他都道府県への災害リハビリテーション支援チームの派遣)

第 13 条 他都道府県における災害発生時に、他都道府県から甲に対して、災害リハビリテーション支援チームの派遣依頼があり、甲が必要と認めた場合は、乙は災害リハビリテーション支援チームの派遣に係る調整を行うものとする。

(活動報告)

第 14 条 乙は、災害リハビリテーション支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに活動報告を甲に行うものとする。

(細目)

第 15 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めることができる。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 7 月 30 日

甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県

山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形県山形市飯田西二丁目 2 番 2 号
山形県災害リハビリテーション推進協議会

本部長 高木 理彰

